

栃木県知事 福田富一 様

2016年1月8日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林年治

日本共産党栃木県議団

代表 野村せつ子

## 2016年度予算と施策に関する重点要望書

昨年9月19日、安倍自公政権によって憲法違反の安全保障関連法、いわゆる「戦争法」が強行可決され、今年には自衛隊を米軍と一体でうごかし、海外の戦闘地域で武力行使を伴う任務にあたらせる危険が現実のものになろうとしています。TPP交渉「大筋合意」や2017年4月の消費税10%への増税など、国の進める政治は平和とくらし、地域経済を脅かす暴走を続けています。また昨年9月の豪雨災害により被災した県民は、住宅修繕費、家具・家電などの買い換えなど多額の負担を余儀なくされ暮らしを圧迫されています。

2015年10月の県政世論調査では、くらしが「良くなった」は11.2%であるのに、「悪くなった」は47.3%と、5割近くになりました。前年比で「良くなった」が0.5ポイント減少し、「悪くなった」が0.2ポイント増えました。大企業が法人税減税や株価の上昇などで史上最高益を記録しても国民や労働者には還元されず、景気が良くなったとの実感はありません。県民の県政への要望は1位「高齢者福祉対策」2位「医療対策」3位「雇用の安定と勤労者福祉」4位「消費生活の安定」5位「子育て・少子化対策」と、前年とほぼ同様の結果ですが、特に高齢者福祉と子育て支援策の充実はどちらもポイントをあげており切実さを増しています。「県民こそ主人公」の立場でくらし・福祉を応援する施策を充実させるべきです。財源確保のために国に交付税の増額、社会保障の国庫負担の増額を要求するとともに、計画されている大型開発事業の見直しや規模縮小など、無駄をなくすよう求めます。こうした立場から日本共産党栃木県委員会は、「2016年度予算と施策に関する重点要望書」(161項目)をまとめました。ぜひとも予算編成と施策に反映されますようつよく求めます。

1. 高齢者福祉対策の拡充を(8項目)
2. 安心の医療・保健対策(12項目)
3. 子ども・障害者支援と県民福祉(17項目)
4. 教育の充実(21項目)
5. 人間らしく働ける栃木県に(11項目)
6. 中小企業支援の充実(8項目)
7. 農業の振興(12項目)
8. 環境保全と林業活性化(11項目)
9. 原発事故から県民を守るために(8項目)
10. 豪雨災害の教訓いかし防災のまちづくりと被災者支援を(15項目)
11. 男女平等と県民生活の向上(10項目)
12. 公共事業のあり方を見直す(8項目)
13. 県民が主人公の県政運営を(11項目)
14. 憲法守り、平和・非核の栃木県に(9項目)

## 1. 高齢者福祉対策の拡充を

- (1) 昨年の介護報酬削減で、介護施設の経営が悪化し、県内でも廃業した施設が出た。施設の3割が赤字と言われてきたが、「職員費の切り下げで乗り切らざるを得ない」との声も聞かれる。さらなる介護職員の待遇悪化とサービス低下が懸念される。①介護報酬を元にもどすなど介護保険の改善を国に働きかけること。②県として介護報酬引き下げの影響を把握すること。③若年労働者が介護現場で働き続けられるよう給与水準引き上げに実効性のある支援を行うこと。
- (2) 介護保険料の市町平均基準額は5千円を上回っている。国庫負担の増額を求めるとともに、県の財政支援を増やし介護保険料を引き下げること。
- (3) 要支援者サービスの市町村移行については市町の受け皿が整わず、このままではサービスを受けられない「介護難民」を増やすことになりかねない。移行を押しつけることなく、要支援者サービスがこれまで以上に拡充されるよう市町を支援すること。
- (4) 特別養護老人ホームの整備計画を見直すこと。「はつらつプラン21（6期計画）」は特養ホームの新規入所基準を「原則として要介護3以上」としているが、対象者を狭めることなく、生活環境や家族の状況などを考慮し希望する人すべてを対象に、「待機者ゼロ」となる計画にすること。②ユニット型とともに、低料金で入居できる多床型の整備を推進すること。③特養ホームの施設整備補助費を引き上げること。④特養ホーム入所料の負担軽減のために、食費や居住費などへの財政支援措置をおこなうこと。
- (5) 施設・居住系サービスの基盤整備の目標は大変低く、実態にかみ合っているとは言い難い。①介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームを増設すること。②老朽化した養護老人ホームや軽費老人ホームの建て替え、改修などを支援し、低所得者の施設利用を支援する対策を講じること。
- (6) ケアマネージャーの育成につとめ、5年ごとの資格更新時研修受講料の負担を軽減すること。
- (7) 介護療養病床の廃止と医療療養病床の削減計画を中止・見直し、入院治療が受けられる病床確保に全力をあげること。
- (8) 介護施設における介護補助器具等の導入を促進するため、県の助成制度を創設すること。

## 2. 安心の医療・保健対策

- (1) 市町村国保の都道府県化方針を撤回し、国保に対する国庫負担の割合を1984年の水準に計画的に戻し、市町村国保の財政基盤を強化するよう国に求めること。②調整交付金とは別に市町村国保に対する県単補助をおこない、全国トップクラスの国保税額の軽減をはかること。
- (2) 2014年6月現在の県内市町村国保税の滞納世帯は、加入世帯の19.7%と前年より増加し、国保税滞納者への資格者証発行率は全国ワースト1位であり、10,731世帯にも及ぶ。機械的な資格者証発行は行わないこと。収納率の改善目標を達成するため市町に滞納者への税の取り立てと資格者証発行を促進する指導はやめること。
- (3) 要支援者サービスの市町村移行については、市町の受け皿が整わず、実施を延期・見直す必要がある。移行の押しつけでなく、要支援者サービスがこれまで以上に拡充されるよう市町を支援すること。
- (4) お産ができる医療機関を増やすため、産科、産婦人科医師の確保、郡部での開業支援などによりくむこと。②ハイリスク出産に対応できる病院を増やすため支援すること。
- (5) 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度に戻すとともに、75歳以上の高

齢者の医療費は無料化するよう国に求めること。後期高齢者医療の保険料引き下げのため、県の支援を増やすこと。県財政安定化基金や一般会計からの繰り入れをおこなうこと。滞納者からの保険証取り上げ、短期保険証の交付は行わないよう広域連合と市町に強く要請すること。

- (6)栃木県は全国と比べて脳卒中の死亡率が高く、短命県となっている。脳卒中だけでなく胃がんや心臓病、腎機能障害の予防にも効果があるとされる減塩対策を健康長寿のとり組みとして抜本的に強化すること。
- (7)地域医療中核病院の医師確保に尽力し、医療機関の存続・維持・拡充に県として特段の支援を行うこと。
- (8)独立行政法人県立がんセンターについて、県出資額の水準を維持・拡充すること。岡本台病院、リハビリセンターは県立病院として存続・拡充すること。
- (9)健診受診率を引き上げるため、費用の補助、健診機会の拡大、周知徹底など特段の対策を講じること。とくに20代、高齢期女性の受診率を引き上げるために対策を講じること。
- (10)県特定疾患(難病)対策予算を増やし、下垂体機能障害を再指定するなど指定疾患を増やすこと。難病患者の実態を把握し患者への支援を強化すること。
- (11)県民の健康増進、感染症防止の第一線の役割をもつ保健所の体制を拡充すること。母子訪問や乳児健診受診の促進などきめ細かに対応できるよう市町と連携して保健師を増員すること。
- (12)動物愛護のとりくみを強化し、県動物愛護指導センターにおける殺処分ゼロをめざすこと。そのためにも犬・猫の避妊手術補助制度をつくり県として支援すること。

### 3. 子ども・障害者支援と県民福祉

- (1)子ども医療費無料制度は対象年齢を中学3年生まで引き上げ、窓口払いなしの現物給付にすること。②入院時食事療養費助成を復活させること、③子ども・妊産婦医療費無料制度、重度心身障害者、一人親家庭の医療費助成制度の1レセプト500円の自己負担をなくすこと。③現物給付を実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金のペナルティ(減額)を廃止するよう国に求めること。④子ども医療費無料制度を国の制度として創設するよう国に要望すること。
- (2)県内で保育を必要とする子どもは4万人を超えると推計され、現在の保育定員では8千人不足するとされる。質の良い保育を提供できる保育所を、県内各地に増設することを急がなければならない。県は、自治体が公的保育に責任をもつ原則(児童福祉法24条1項)に立ち、保育所の拡充・整備を促進すること。そのための市町ならびに民間保育所への支援、無認可園の認可と支援を強化すること。
- (3)産休明け保育、長時間保育、障害児保育、アレルギー・持病対応、病(後)児対応など、切実で多彩な保育ニーズに対応できる民間保育所の人員増への財政措置を拡充すること。非正規ではなく、常勤職員を増員できるようにすること。現在実施されている1歳児保育増員補助金、アレルギー食対応の給食調理員補助金を継続、増額すること。
- (4)市町と連携し、第二子以降の保育料の大幅減免など父母負担の軽減を支援すること。
- (5)児童相談所の体制強化が急がれている。①とくに人口の集中する宇都宮市での相談体制を強化するため、市東部にも相談所を増設し、宇都宮市東部と県東部をカバーできるようにすること。②職員を増員し、ゆとりをもって対応できるようにするとともに、市町の児童虐待相談窓口を24時間態勢にするために支援すること。
- (6)児童相談所を補完し子育てに不安を持つ父母を支援する「児童家庭支援センター」の拡充につ

とめ、人材育成と人材確保を支援すること。

- (7)一時保護施設、養育施設を拡充すること。NPOや里親との連携・支援を強めること。
- (8)児童福祉施設、障害者福祉施設、老人福祉施設での虐待防止対策を徹底し、施設理事者、運営責任者、職員への指導を徹底すること。
- (9)発達障害の早期発見と療育、家庭での子育て支援のとりくみを強化すること。
- (10)いじめや不登校の相談にのる「子ども若者・ひきこもり総合相談センター」の役割は重要であり、相談員の育成、各地域での相談活動への支援など、強化をはかること。
- (11)学童保育を全小学校で実施し、「放課後児童クラブ運営手引き」を見直し、指導員の数や資格、待遇の改善、施設の基準をその役割にふさわしく改善すること。
- (12)障害者自立支援法の実質的な延命である「障害者総合支援法」の見直しを国に求め、介護保険優先原則の撤廃、応益負担の速やかな廃止、利用料の無料化を求めること。
- (13)小規模通所授産施設および小規模作業所への県の支援を強化すること。
- (14)障害者の雇用を促進するため、公・民間ともに法定雇用率を守るよう県のとりくみと支援を抜本的に強化すること。
- (15)性同一性障害者支援にとりくみ、公文書の性別記載欄の見直し、治療費助成をおこなうこと。
- (16)生活保護は国民の権利であり、市町の窓口、福祉事務所において申請者の生活実態に即したすみやかな措置が行われるよう指導を徹底すること。②生活保護制度など福祉諸制度の周知徹底をはかり、利用しやすくすること。
- (17)盲導犬の育成と貸与を支援する制度を創設し、利用者負担を軽減すること。

#### 4. 教育の充実

- (1)小・中学校の学級定数について、国に全学年35人学級にするよう求めるとともに、県して県独自の少人数学級予算を拡充し段階的に30人以下にすること。そのさい正規教職員を配置すること。
- (2)高校学校就学支援金制度の所得制限撤廃と、全面的な無償化に戻すよう国に求めること。
- (3)県立高校の定員削減をやめ、高校受験競争の緩和をはかること。県立高校の学級定数を35人以下にし、さらなる県立高校再編・統廃合計画は見送ること。定員割れを防ぐため、2次募集、3次募集を行うこと。
- (4)この間の高校統廃合により、遠距離通学、通学費の負担増などが生じていると思われる。通学環境の実態調査を実施すること。
- (5)県立高校に就職指導員を配置し、就職希望者全員が就職できるようにすること。
- (6)すべての県立学校の普通教室にクーラーを設置すること。県内小中学校の教室への設置が遅れており、市町を支援して推進すること。
- (7)特別支援学校の過密化や、通学圏の広域化を解消するため、分校化・新設などの対策を講じること。
- (8)2015年度にまとめられた県内の小中高校、特別支援学校におけるいじめ認知件数は2076件で、認知数、認知学校率ともに増加している。いじめ防止の対策を強化すること。スクールカウンセラーを大幅増員し、担当する学校の数をへらし、一人あたりの契約時間を引き上げ、具体的な事例に対応できるよう予算を増やすこと。
- (9)不登校の生徒の居場所となっているフリースクール、市町の適用教室などを支援すること。

- (10)いきすぎた競争教育が懸念される全国学力テストの廃止を国に求めるとともに、県独自の悉皆方式の学力調査は中止すること。市町にも独自の学力テストを行わないよう働きかけること。
- (11)学校給食無償化へ、市町と連携してとりくむこと。おいしくて安全な学校給食のため、民営化やセンター化をやめ、自校方式へのきりかえを奨励すること。自校方式は災害時に避難者に食事を提供することができ、防災対策としても重視すること。
- (12)増加するDV・ストーカー問題に対応するため、県立高校の授業にDV問題の学習ならびに「デートDV」防止プログラムを組み込み実施すること。また高校生などが気軽に相談できる相談所を設置すること。
- (13)県立図書館は、県内図書館の中核として拡充し、学術・文化・歴史など幅広い分野の文献、県民が親しめる書籍を収集するとともに、利用者の利便性の向上をはかること。
- (14)日光杉並木の保護対策を急ぎ、世界遺産登録運動をすすめること。とくに用地買収とバイパス化に向け、予算確保と関係省庁、日光市との折衝をすすめること。
- (15)総合スポーツゾーン整備にあたって、事業計画を見直し、事業規模、事業費を縮小すること。各施設の整備、運営について安全性、公共性に直接県が責任を持つ計画にすること。周辺道路整備に当たっては市民の生活環境に配慮すること。
- (16)私立学校教育の充実と公私格差是正をはかるため、私学助成を拡充すること。減免対象は保護者年収350万未満世帯まで広げられたが、全国的には500万円未満が主流となっている。対象を500万円未満に広げること。②授業料以外の納付金等も減免対象にすること。③私学経常費助成を増額すること。
  - (17)「給付型奨学金制度」の創設は、文部科学省が学生と高校生を対象とする給付型奨学金を来年度予算の概算要求に盛り込み、実現への機運が高まっている。県として実現を国に要望すること。また高校・大学とも学費無償化へ向かうべきであり、そのこともあわせて要望すること。
  - (18)教職員の労働条件は、教育条件でもあるとの視点に立ち、多忙化解消とメンタルヘルス対策を講じること。教職員の長時間過密労働をなくすこと。
  - (19)18歳選挙権の実施に伴い、「主権者」としての教育の充実が求められる。同時に高校における生徒指導にあたっては、憲法によって保障された政治活動の自由を損なうことにならないよう留意すること。
  - (20)国立大学の運営交付金削減により、15年間で40万円の授業料値上げが計画されている。国・文科省に計画中止を求めること。
  - (21)小中学校の体験学習において、自衛隊を対象としないよう市町教育委員会に助言すること。

## 5. 人間らしく働ける栃木県に

- (1)「臨時的・一時的」という大原則を根本から破壊した労働者派遣法の「改正」について、派遣労働は臨時的・一時的業種に限るとともに、登録型派遣は専門的業務のみに厳しく制限し、日雇派遣は全面禁止するよう国に求めること。人間らしく働ける雇用のルールを確立するよう国に働きかけること。
- (2)2014年に栃木労働局が発表した調査結果によると、調査した企業の88.2%で労基法違反があったとされる。過酷な労働条件や雇用環境を強い若者を使い捨てにする「ブラック企業」「ブラックバイト」の根絶が急務となっている。県として、関係機関への働きかけや連携を深め、県内

立地企業にたいする啓発・情報提供、労働者の相談窓口の設置、離職率の高い企業名の公表などの対策を講じること。

- (3) 今年春の大学新卒者就職内定率は63.7%、県内高校の新卒者内定率は88.2%(15年11月現在)となっている。08年のリーマンショック前の水準にほぼ回復したとされるものの、厳しい状況が続いている。正規雇用で就職できるよう支援対策を強化すること。
- (4) 栃木県の最低賃金時給1000円をめざし、大幅増額を行うこと。全国一律の最低賃金制の創設を国に要求すること。
- (5) 中小企業が新卒既卒を問わず、若年者を正社員として雇用する場合、県として補助する制度を創設すること。
- (6) 経営者団体および県内立地企業に対し、正規・非正規労働者とも雇用維持を要請すること。
- (7) 戦略的企業立地促進事業や産業定着集積促進支援事業は、雇用の要件を「常用雇用」ではなく「正規雇用」とするよう見直すこと。
- (8) 労働契約途中の解雇、新卒内定取り消しなどを行った企業は、県の助成制度等の対象外とし、助成を受けている場合は返済を義務づけるなど制度改正を行うこと。
- (9) リストラ規制県条例をつくり、一定規模の従業員削減、工場撤退などは県との事前協議を義務づけること。
- (10) 県職員の削減計画を見直し、教育、保健、福祉、食品安全などの分野の県職員増をはかること。県が雇用する職員について、パート、臨時、嘱託など雇用形態による差別的な賃金体系を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給など、賃金・労働条件の格差を是正すること。
- (11) 「求職者総合支援センター」を生活保護行政との連携機能を持つセンターに拡充すること。

## 6. 中小企業支援の充実

- (1) 地域経済活性化と県民生活向上に効果的な「県版住宅リフォーム助成制度」を創設し、市町と連携して民間住宅リフォームを促進すること。
- (2) 円安による原材料費の高騰など、県内中小企業への影響を調査し、経営を維持するための各種交付金・基金の活用などを含め、取り得る手だてを講じること。
- (3) 経営者団体および大手製造業に対し、下請け2法にもとづく仕事の発注をふやす、単価の確保を求める、など社会的責任を果たすよう要請すること。
- (4) 県制度融資は、返済期間延長、利子補給など条件緩和で利用しやすくすること。
- (5) 地域とくらし・福祉に密着した小規模公共事業を促進し、地元中小企業への発注を増やすこと。地元中小企業への発注率を引き上げるため、分割発注など対策を講じること。
- (6) 大型店に対し、商店街、生活環境、「街づくり」などの地域環境影響評価を義務付け、身勝手な出店・撤退を規制する県条例を制定すること。
- (7) 信用保証協会への出えん金を増やし融資しやすくすること。信用保証制度の「部分保証」を100%保証に戻すよう国に要請すること。
- (8) 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業員の自家労働を経費として認めるよう国に働きかけること。

## 7. 農業の振興

- (1)「T P P大筋合意」により、県内農業と地方経済、県民生活にどのような影響が生じるのか、調査し公表すること。聖域とされた農産物重要5項目で30%もの品目の関税を撤廃するなど明らかに国会決議に反するものであり容認できない。県として国に協定書作成作業から撤退するよう求めること。
- (2)農業を県の基幹産業と位置づけ、農業予算を増額し振興をはかること。栃木県の食料自給率100%（海産物は除く）の目標を設定し、実現に向けた計画を策定すること。
- (3)米価を維持するために、国に過剰米を買い上げ、米直接支払いの10a15000円の復活、全生産者を対象にした価格補てんを行うよう求めること。県として直接支払交付金の補てん、生産資材への助成など特段の支援策を講じること。
- (4)新規就農希望者を受け入れるために、農地の取得、農業技術の習得、住居と生活支援など、総合的に相談できる窓口をもうけること。
- (5)青果物、畜産等の価格保障の予算を増額し、充実をはかること。
- (6)学校給食における県産農産物の供給拡大に対する財政支援を行うこと。
- (7)イノシシ等の獣害対策は隣県との連携、市町との連携を強めるとともに予算を抜本的に引き上げる。専門の指導員の養成、捕殺や電気柵等の設置、緩衝地帯づくりなど総合的対策を推進すること。
- (8)耕作放棄地を元の耕地にもどし、地域の生産力を高めるよう、耕地の受委託を支援する制度をつくること。
- (9)後継者づくりのため青年農林業者支援制度を創設し、新規農林業者に月15万円、3年間の援助をおこなうこと。農業の担い手である高齢者・女性が意欲をもって農業がつづけられるよう、支援策を講じること。
- (10)とちぎブランド和牛、畜産農家を守るために、県としてBSEならびに放射能汚染の全頭検査を実施すること。
- (11)アユ漁獲量日本一を誇る天然アユを守るため、霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設の中止を求めること。取水口建設により那珂川の河口域から海に下るアユの仔魚が吸い込まれ被害を受けることが指摘されている。栃木県産アユの生育と河口域の生態系、環境を脅かす事業の中止を国に求めること。
- (12)農業用排水機場の点検・整備・新規設置を行い、2015年9月豪雨を上回る降水量があった場合でも排水機能が発揮できるようにすること。

## 8. 環境保全と林業活性化

- (1)地球温暖化対策を抜本的に強化し、県として積極的なCO<sub>2</sub>削減目標を持つこと。また県内企業にCO<sub>2</sub>削減計画の策定を義務づけ、計画を達成した企業とその製品は知事が認証する制度を導入するなど、具体的な対策を強化すること。
- (2)廃食用油のバイオディーゼル化を促進し、精油機器等を購入する市町に助成すること。
- (3)太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマスなど県内の自然エネルギーの可能性について調査・研究し、エネルギーの地産地消の立場から本格的導入をはかること。
- (4)自然エネルギー活用による新たな雇用の創出、地域活性化をめざす政策を推進すること。そのさい中小企業、NPO、住民組織が参入しやすくなるよう補助制度等を創設すること。

- (5)「産業廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、県外からの産業廃棄物の搬入は知事の許可制とし、総量規制すること。産廃施設の総数、総容量、総面積などの規制を行うこと。工業団地であっても住宅地と隣接する場合は、住民合意が必要な制度とすること。
- (6)水源環境保護条例を制定し、水源地周辺への廃棄物処分場、中間処理施設などの設置を規制すること。
- (7)2001年に起きた宇都宮市上駒生の産廃爆発事故現場では、ガス濃度が上昇するなどつねに監視が必要な状況が続いている。徹底調査と安全対策を講じ、最終的には産廃を撤去させるよう宇都宮市と共同でとりくむこと。
- (8)住民合意のない県営馬頭最終処分場建設計画は中止すること。
- (9)林業を生業として成り立つよう支援すること。後継者づくり、作業道の整備、県産材活用建築への補助拡大など、林業活性化対策を推進すること。
- (10)「元気な森づくり県民税」は、年収200万円以下は非課税とするなど、非課税対象の拡大をはかること。
- (11)林業活性化と無縁で環境破壊につながる林道開発は中止すること。

## 9. 原発事故と放射能汚染から県民を守るために

- (1)福島第一原発事故からまもなく5年が経過しようとしているが、5年たっても事故は収束できず、福島県では依然として帰宅困難地域が存在している。こうした事態が続いているのにもかかわらず、国は「エネルギー基本計画」で原発を「重要なベースロード電源」として将来にわたって維持・推進するとし、川内原発の再稼働に続き国内の原発を次々再稼働させようとしている。原発事故による深刻な被害を受けた栃木県として、エネルギー基本計画の見直しを求め、原発に頼らないエネルギー社会の実現を求めること。②福島第1原発事故の収束と原因の究明に全力をあげるよう国に強く求めること。③東海第2原発(日本原電)や、柏崎刈羽原発(東電)の再稼働に反対すること。
- (2)県地域防災計画(改定版)の「原子力災害対策編」は、栃木県が原発から30km圏内でないことを前提にしたものとなっている。福島第1原発事故でもあきらかなように、放射能汚染がどのように広がるか予測不能である。県民の健康と安全を守ることを第一義に、周辺原発の最悪の過酷事故を想定した対策を盛りこんだ防災計画にすること。
- (3)塩谷町への放射性廃棄物最終処分場の候補地選定に、塩谷町と住民、県民の反対運動が広がっている。住民合意のない選定を白紙撤回するよう国に求めること。処分方法や選定方法などは、国民・住民に開かれた形で幅広い有識者・専門家を交えた議論を尽くし、国民・住民合意を重視するよう国に見直しを求めること。
- (4)放射能汚染の基準値を超えた地域の除染や子ども・住民の健康対策などに全面的に国が責任を持ち、実効ある対策を講じるよう求めること。
- (5)除染計画が終了した県有施設、県立学校など定期的に再調査を行うこと。
- (6)東電の風評被害補償打ち切りを許さず、全面的に保障するよう求めること。
- (7)学校給食の食材検査を継続すること。地元産農産物のみならず、調理済みのものを丸ごと検査する方式で行うこと。
- (8)放射性指定廃棄物の仮置き場について、国の責任で、仮置き場の確保、安全な保管を求めるこ

と。作業者の被ばくを防ぐ対策を徹底すること。

## 10. 豪雨災害の教訓生かし、防災のまちづくりと被災者支援を

- (1) 2015年9月東北・関東豪雨災害における対応を検証し、災害発生時に、県および市町における初動の対応に万全を期せるよう体制の整備を見直すこと。迅速かつ適切な対応ができるよう平常時より県・市町間の連携のあり方など基本的なルールを確立すること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、床上浸水を半壊として国の被災者生活再建支援法の支給対象にすべく国への働きかけを継続するとともに、限度額500万円以上へ引き上げを求めること。②県版制度で床上浸水を半壊とし、支給対象にするよう市町、関係団体との協議を開始すること。
- (3) 災害救助法の住宅応急修理は、半壊が132世帯ありながらゼロ件であった。茨城県は半壊3752世帯中2611件、宮城県は半壊498世帯中72件だった。栃木県は制度の周知が不十分だったといわざるをえない。また住家の被害認定のあり方にも問題があった。常総市では床上浸水により「生活に困難を来す」世帯を対象に含めている。栃木県では、対象範囲を狭義に解釈し、床上浸水で台所やトイレが使えなくなっても「2階があれば生活できる」などと除外していた可能性がある。被災者救済の制度が有効活用されなかったことにたいする県の責任は大きい。①床上浸水世帯に被害認定の再調査と住宅応急修理について、半壊世帯にも改めて住宅応急修理について説明資料を配付し、それぞれ活用できるようにすること。そのための期間延長を国に働きかけること。②それができなかった場合には、県としての救済措置を講じること。
- (4) 災害備蓄に布団、床マットなどを加え、各保健センターなどに配置し、被災市町にすみやかに提供できるようにすること。高齢者や障害者、若い女性など個室の避難所が必要な場合、すみやかに民間宿泊施設などを借り上げ提供すること。
- (5) 避難勧告に関して、①国・県・市町の連携を強め、すみやかな避難勧告・指示が出せるように危機管理体制を見直すこと。②防災無線が「聞こえなかった」との声が複数の市町の被災者から出された。各世帯が直接受信できる「防災ラジオ」の整備を検討すること。
- (6) 河川改修および土砂災害対策予算を増やし、被害を受けた箇所を改修を急ぐこと。②今回崩れなかったところも含めて県内の堤防や土砂災害崩落危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総点検を行い、整備計画を前倒して推進すること。
- (7) 宇都宮市陽東4丁目の県道向田線の冠水防止へ、抜本的対策を講じること。
- (8) 日光白根山、那須岳、高原山の火山監視体制、防災対策に万全を期すこと。
- (9) 地震による宅地の崩落、陥没、液状化等に対する国の支援制度の創設を求めること。
- (10) 本県で避難生活をおくる福島県被災者・避難者への支援を継続し強化すること。
- (11) 教育施設、福祉施設、公共施設の耐震化を急ぐこと。私立の学校、幼稚園、保育所の耐震化への補助を増やすこと。
- (12) 民間住宅の耐震化促進のために、耐震診断、工事計画策定費および工事費に対する補助率、限度額を引き上げること。
- (13) 消防広域化計画を中止し、消防力、救急体制の強化をはかること。旧市町ごとに消防署の分署を設置し、消防団の育成・強化を図ること。

- (14)日光市足尾町にある古河足尾事業所の「すのこ橋堆積場」は、監視カメラの設置を古河に求めるとともに、古河、経産省など関係機関との協議を急ぐこと。国交省が設置するとしている第二ダムのすみやかな実現を県として要望すること。
- (15)宇都宮市大谷地区の大谷石採石跡地のすべての廃坑内部の調査を行うこと。②国・県・市が連携して、崩落等の監視体制やボーリング調査などのとりくみを強化すること。③大谷地域の安全対策は、地元住民の合意を重視すること。

## 11. 男女平等と県民生活の向上

- (1)女性の地位向上のために県は率先して女性の部課長や各種審議会委員を積極的に登用すること。男女間の賃金格差、採用や昇進の差別など、県内企業の実態調査などをすすめ、改善を求めること。
- (2)DV・ストーカー防止対策を抜本的に強化すること。②配偶者暴力相談支援センターのない地域の健康福祉センターにはDV専門職員を配置し、すべての市町でのDV防止ネットワークづくりを推進すること。③民間シェルターやDV防止活動を行っているNPOと連携し、シェルターの運営、増設を財政的に支援すること。
- (3)婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの機能と体制を強化し、医師、保健師、福祉の専門家などを配置し、高齢者、精神疾患等のDV被害者もすみやかに保護できる体制にすること。一時保護中のDV被害者に加害者からのコントロールを解放するプログラムを実施すること。
- (4)一時保護から自立まで、系統的に支援する体制を確立し、ステップハウス等の設置またはその促進のため民間団体を支援すること。
- (5)県庁、県の出先機関、県有施設の女子トイレにDV相談窓口を周知する案内シールを貼ること。
- (6)成人も含めた引きこもりなどに対応する相談窓口をつくり、家族への支援や自立支援対策を強化すること。
- (7)若い世代の自立と就労を支援し、定住ならびに県外からの移住を促進するため、民間の賃貸住宅、アパートなどの家賃助成制度などを創設すること。
- (8)県の人権・男女共同参画など県の各種プランにLGBTの人権擁護と差別をなくすためのとりくみを位置づけ、支援方針を具体化すること。
- (9)消費者行政の拡充のために、県消費生活相談センターを県民の目によく見えて相談しやすい場所に移し、相談員体制を拡充し、市町の人材育成支援を強化すること。
- (10)県立博物館、美術館の予算をふやし、常設展、企画展の拡充をはかること。作品・資料購入費を確保すること。

## 12. 公共事業のあり方を見直す

- (1)公共事業のあり方を見直し、くらしと福祉、防災など県民生活に密着した事業中心に切り替えること。
- (2)スカイコリドール構想や県土60分構想などムダな道路開発計画を見直すこと。②常総・宇都宮東部道路(408号バイパス)の延伸計画を見直し・中止すること。
- (3)宇都宮市・芳賀町が推進するLRT計画は、事業全体の構想も、総事業費ならびに運営費も透明であり、県民合意が得られていない。運営会社にたいする県として出資ならびに財政的支援

- を行わないこと。計画そのものの見直しを求めること。
- (4)八ツ場ダム事業から撤退すること。足利市、佐野市、栃木市などの治水対策は上流のダム建設ではなく、中流、下流域の堤防強化など実効ある対策を求めること。
  - (5)思川開発南摩ダムは治水・利水とも栃木県に必要な事業である。国に中止を求めること。人口減少や水需要の変化、節水技術の向上などにより、利水計画の見直しが必要である。流域市町に表流水への切り換えを押しつけるのをやめること。
  - (6)公契約条例を制定し、県が発注する公共事業の質の向上、また請け負った業者、下請けなどの労働条件・賃金など適正に確保されるようにすること。
  - (7)生活に必要な公共交通網を確保するため、真岡、わたらせ渓谷鉄道、地方バス路線の維持に対する支援を強化すること。
  - (8)県営住宅は県が責任を持って運営し、修繕費など予算を増やし、空き室対策をきちんと行うこと。空き室の多い宇都宮市の宝木県営住宅は内装入れ替え、外回りや公園などの手入れを行い、新規入居者を募集すること。

### 13. 県民が主人公の県政運営を

- (1)来年4月に予定される消費税10%への増税は、県内景気を冷え込ませ、暮らしを圧迫することになる。安倍政権は食品など8%据え置きにしようとしているが財源不足をどのように補うのかも明らかにしていない。そのしわ寄せが貧困対策や福祉におよぶことは二重に許しがたい。消費税10%増税計画を中止するよう国に求めること。
- (2)県民税、自動車税などやむなく滞納している県民の分納を柔軟に認めること。
- (3)予算を県民本位に見直し、行政と議会のムダづかいをなくすこと。
  - ①県議報酬の減額、政務活動費の減額、議員の一日3000円の公務諸費の廃止、県議会の海外行政視察の中止など。
  - ②知事の任期ごとの退職金制度見直し、行政委員報酬の月給から日給への切り換えを求める。
- (4)県議会の政務活動費制度の見直しが予定されているが、県として議会事務局体制強化をはかること。
- (5)知事の海外でのトップセールスに県議の随行・派遣を求めないこと。
- (6)県公共施設への指定管理者制度導入政策を見直すこと。福祉、教育など公的責任の重い部門は直営に戻すこと。指定管理者に委託した施設はサービスの縮減や料金の引き上げなど県民負担が増加しないよう必要な委託費を確保すること。
- (7)行政はもとより、警察も含め徹底した情報公開を進め、県民に開かれた県政を実現すること。予算編成の過程も公開すること。
- (8)パブリックコメント制度は、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など改善をはかること。
- (9)地方自治に逆行する道州制への移行に反対し、市町村合併促進政策を転換すること。
- (10)冤罪を防ぐために、警察の取り調べの全面可視化を求めること。
- (11)交通信号機設置予算を増やし、地域からの設置要求に応えられるようにすること。

#### 14. 憲法守り、平和・非核の栃木県に

- (1) 憲法違反の安全保障関連法の廃止を国に求めること。
- (2) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地の中央即応連隊に、海外での「邦人救出」や「駆けつけ警護」などに出動する装甲車部隊を創設・配備するうごきが明らかになった。安保法制による海外の戦闘地域への派遣を想定した部隊の県内配備は、自衛隊員はもとよりテロの標的とされる危険も生じる。配備に反対すること。
- (3) 米軍横田基地に2017年配備計画があるCV22オスプレイが栃木県内(日光市、佐野市など)を含む「エリアH」で行われることが、防衛省から県に通知されたとのことだが、特殊作戦で使用され、危険なオスプレイの県内訓練は断じて受け入れることはできない。県民のいのちと安全に責任を負う県として明確に反対すること。
- (4) 米軍横田基地のC130輸送機などの低空飛行訓練が県南、県東地域などを中心に行われている。墜落や落下物の危険、航空機との接触事故も懸念され、訓練の中止を求めること。県として防衛省北関東防衛局にたいし、栃木県上空での飛行訓練日程を県関係部局に通知するよう要請すること。その情報を県民と関係自治体に周知すること。
- (5) 「非核平和栃木県宣言」を行い、県として核兵器廃絶への意思表示を行うこと。高齢化が進む被爆者への支援と援護を強めること。
- (6) 宇都宮空襲など県内の悲惨な戦争の被害体験や足尾銅山など中国人強制連行などの加害の実相を語り継ぎ、若い世代に知らせ、平和への誓いをあらたにする平和祈念事業にとりくむこと。
- (7) 特定秘密保護法の廃止を国に求めること。
- (8) 中期防衛力整備計画による陸上自衛隊宇都宮駐屯地ならびに北宇都宮駐屯地の強化に反対すること。  
② 陸自宇都宮北駐屯地に配備されている第12旅団ヘリコプター隊の撤退を求めること。  
③ 航空学校の訓練について、夜間や学校、住宅地上空を通過する訓練を行わないよう求めること。
- (9) 憲法を遵守し、県政運営の柱として生かすこと。憲法改正に反対すること。

以上